

景品表示法の要点

景品額の上限などを定めた「景品表示法」の中から、販促に関わる部分を抜粋してご説明いたします。

総付け景品（イベント・展示会のノベルティなど）

総付け景品は、商品やサービスの購入者全員に配布する景品や特典です。条件を満たした人全員に配るため、「べた付け」とも呼ばれます。

【例】

- ・展示会やイベントで来場者に配るノベルティ
 - ・購入者（来店者）全員への景品
- ※開店記念、創業記念等の行事に際して提供する物品は適用外

■総付け景品の限度額

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

仮に展示会でノベルティを配布する場合、PRする自社商品の価格が1,000円未満であれば200円までのノベルティしか配れません。自社商品の価格が10,000円であれば、ノベルティの上限金額は2,000円まで（取引価額の20%まで）となります。

一般懸賞（1社提供の懸賞など）

一般懸賞は、自社商品の購入やサービス利用を条件に1社だけで提供する懸賞です。具体的には、次のような事例が一般懸賞に当たります。

【例】

- ・商品購入時のクジ引き
- ・商品についているシールを集めて応募する特典

■一般懸賞の上限金額

取引価額	景品類の最高額	
	景品の上限額（1回）	景品の総額
5,000円未満	取引価額の20倍	商品売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

例えば、1,000円の商品を1個買うと1回だけクジ引きができる場合、取引価額は1,000円（5,000円未満）なので、景品の上限は20,000円（1,000円×20）です。また、1,000円の商品を1万個販売する予定だと、商品売上予定総額（合計額）は1,000万円になりますので、景品に使える総額の上限は20万円（1,000万円×0.02）となります。

上限額のないオープン懸賞

オープン懸賞とは、誰でも応募可能な懸賞やキャンペーンのことです。商品購入や来店なしで「オープンに」応募できるため、オープン懸賞と呼ばれます。

【例】 テレビや新聞、WEBなどでクイズに答えると応募できる懸賞

オープン懸賞は景品表示法による規制の対象外で上限額の規定がありません。^{*}そのため、「クイズに答えて2,000万円の高級車が当たる!」といった高額プレゼントのキャンペーン実施が可能です。

^{*}2006年4月までは上限1,000万円という規定がありました。